「臨時株主総会招集ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」についての 補足資料 (2025年1月9日)



STANDARD

補足資料①資本金の減少(減資)について



▼目的

税制優遇措置を活用した 利益の最大化



<u>内部留保の充実</u>と <u>積極的な再投資</u>に よる業績伸長



企業価値向上に 向けた基盤構築

- ▼法人税法上における資本金1億円以下の企業に対する税制優遇措置
- ・欠損金の繰越
- ⇒繰越欠損金とは、法人税額の計算にあたり、翌事業年度以降の黒字の金額から差し引くことができる赤字の金額
- ⇒青色申告書を提出する法人は、原則として税務上の欠損金を翌年度から一定期間の繰越が可能。

ポイント

※課税所得・・・各事業年度の益金の額から損金の額を引いた所得金額

(資本金1億円超の場合) ⇒課税所得の50%のみが欠損金の繰越対象

(資本金1億円以下の場合) ⇒課税所得の100% (全額) が欠損金の繰越対象

<u>資本金1億円前後で最終的な獲得利益に大きな差が生じる可能性有り(次頁参照)。</u>

補足資料②繰越欠損金の活用について





獲得利益の最大化による内部留保 (純資産)の更なる充実

補足資料③Q&A



Q1, 減資の目的は?

A, 今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するとともに、税負担の軽減を図ることを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

Q2,資本金の額の減少方法は?

A, 払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少します。資本金及び資本準備金の減少額は、全額その他資本剰余金に振り替えます。

Q3, 既存株主への影響は?

A,本件による発行済株式総数の変更はなく、株主各位の所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額の変動もなく、当社グループの2025年2月期業績に与える影響もございません。